別表 1 (第12条、第12条の5関係)

法律相談援助費用等支出基準

1 法律相談費

La 육상 1전 미노	担談揺助の内容		法律相談費	備考
相談援助	相談援助の内容			,
の形態			(消費税込)	
	相談の結果、助言指導、 関係機関の紹介等で終わ ったもの			医療過誤事件に関する相談で、相談
			5, 400円	時間1時間以上を要したときは、
				10,800円とする。
件数単位で	相談の結果、代理援助又は書類作成援助が			
報酬を支払	必要	と判断されたもの		多重債務案件(業務方法書別表3の任
うもの		審査資料作成を含		意整理事件・特定調停事件、自己破産
(件数制)		め、1 時間未満で終	5, 400円	事件及び民事再生手続に関する相談
		わったもの		をいう。) については、相談時間及び
		審査資料作成を含		審査資料作成の有無にかかわらず、
		め、1 時間以上を要	10,800円	5,400円とする。
		したもの		
	2時間以上2時間30分以上		14,040円	
 時間単位で			17, 280円	
報酬を支払			21,600円	
うもの			25, 920円	
(時間制)	5時間以上		29, 160円	
(2			

- (注) 1. 「相談時間」には、援助申込書(多重債務案件にあっては債務一覧表を含む。)を申込者が記入する時間、及び業務方法書第15条第1号の要件該当性を確認するための時間を含まない。
 - 2. 時間制の場合、以下の要件をいずれも満たすときは、5,400円の延長謝金を支払う。
 - (1) 相談の終了時刻が、相談予定終了時刻より30分を超えて延長されたこと。
 - (2) 相談時間(多重債務案件に係るものを除く。)の合計が、相談予定時間(多重債務案件に係るものを除く。)の合計より30分を超えて長時間であったこと。